

## 付 録

販売事業者が整備すべき帳簿等

保安機関認定更新に関する Q&A



## 販売事業者が整備すべき帳簿等

| 整備すべき項目   | 運用及び解釈  |
|---|---|
| <p>液化石油ガス販売事業者が備えなければならない帳簿とは、規則第 131 条に規定する記載事項が正確に記録されており、かつ、必要に応じ直ちに記載事項の確認ができる状態にあるものであれば、その一部を磁気テープ等で記録しても差し支えないこととする。</p> <p>液石法に基づく販売事業者は、下記の帳簿等を整理しておくこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保安管理台帳           <p>以下の項目について記載があり消費者管理が一覧でわかるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ガスメーター管理記録</li> <li>(2) ガス漏れ警報器管理記録</li> <li>(3) 末端ガス栓接続方法等管理記録</li> <li>(4) 周知記録</li> <li>(5) 書面交付記録</li> <li>(6) 消費設備調査記録</li> </ol> </li> <li>2. 販売先台帳           <p>消費者別に検針時ごとの体積及びその販売価格等を記載した帳簿</p> </li> <li>3. 消費設備再検査・改善記録簿           <p>委託先より送付される再検査管理表に講じた措置等を記録する。</p> <p>自店調査の場合も同様に記録しておくこと。</p> </li> <li>4. 苦情処理簿</li> <li>5. 設備工事記録台帳           <p>設備工事を委託している販売事業者も、</p> </li> </ol> | <p>規則第 131 条の二及び電磁的方法保存基準告示を参照のこと。</p> <p>電算管理が自社で行われており、直ちに必要事項の確認ができる場合は、帳簿として打ち出しておかなくてもよい。</p> <p>電算管理が自社で行われていない場合は、四半期ごと又は月 1 回以上、打ち出し結果の送付を受け、帳簿として管理しておくこと。</p> <p>一覧表になっていれば、各々の項目について別々の帳簿でもよい。</p> <p>売上傳票等でも消費者別に綴ってあればよいものとする。</p> <p>保安業務区分以外の受付記録</p> <p>通達第 131 条関係</p> <p>貯蔵設備から消費者における燃焼機器又</p> |

| 施 設 基 準   | 運 用 及 び 解 釈   |
|---|---|
| <p>全ての販売先について整備しておくこと。</p> <p>6. 圧力計定期比較検査記録</p> <p>7. 埋設管管理台帳<br/>埋設管を有する全ての施設について管理台帳を作成しておくこと。</p>   | <p>は燃焼器のないばあいには末端ガス栓までの配置図または供給管及び配管等の状況を記載するものとする。</p> <p>自記圧力計は、6ヶ月に1回以上、最低圧力が2.0kPa以上、最高圧力が8.4kPa以上10kPa以下の範囲の圧力で最小目盛単位が0.02kPa以下のマノメーター又は、これと同等以上の精度を有する圧力計と比較検査を行い、これに合格したものであること。</p> <p>この場合、0.2kPaを超える誤差のあるものは不合格とし、0.2kPa以下の誤差のあるものは、その補正值を用いることによって使用することができるものとする。</p> <p>電気式ダイヤフラム式自記圧力計は12ヶ月に1回以上の検査を行うこと。この場合、0.03kPaを超える誤差のあるものは不合格とし、0.03kPa以下の誤差のあるものは、その補正值を用いることによって使用することができるものとする。比較は、8.4～10.0kPaの間、6.0kPa、2.0kPa前後の3点で行うこと。</p> |
| <p>※個人情報保護法の抜粋</p> <p><u>法第20条</u><br/>個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p><u>法第21条</u><br/>個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p> <p><u>法第22条</u><br/>個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p> |   |

自記圧力計補正值記録表及び修理経歴表

| 検査年月日 | 測定点  | 8.4k Pa | 6.0k Pa | 2.0k Pa | 調整・修理・記録 | 検査員印 |
|-------|------|---------|---------|---------|----------|------|
|       | 測定値  |         |         |         |          |      |
|       | 水圧計値 |         |         |         |          |      |
|       | 記録計値 |         |         |         |          |      |
|       | 補正值  |         |         |         |          |      |
|       | 指示計値 | ( )     | ( )     | ( )     |          |      |
|       | 水圧計値 |         |         |         |          |      |
|       | 記録計値 |         |         |         |          |      |
|       | 補正值  |         |         |         |          |      |
|       | 指示計値 | ( )     | ( )     | ( )     |          |      |
|       | 水圧計値 |         |         |         |          |      |
|       | 記録計値 |         |         |         |          |      |
|       | 補正值  |         |         |         |          |      |
|       | 指示計値 | ( )     | ( )     | ( )     |          |      |
|       | 水圧計値 |         |         |         |          |      |
|       | 記録計値 |         |         |         |          |      |
|       | 補正值  |         |         |         |          |      |
|       | 指示計値 | ( )     | ( )     | ( )     |          |      |
|       | 水圧計値 |         |         |         |          |      |
|       | 記録計値 |         |         |         |          |      |
|       | 補正值  |         |         |         |          |      |
|       | 指示計値 | ( )     | ( )     | ( )     |          |      |
| 計器No. |      |         |         |         |          |      |

機械式自記圧力計は 6 ヶ月、電気式ダイヤフラム式自記圧力計は 12 ヶ月に 1 回以上検査し、記録すること。

## 白ガス管等の埋設管漏えい試験（規則）

- 白ガス管又は白ガス管に防しよくテープを施したものは、1年に1回以上漏えい試験を行うこと。

|      |               |       |
|------|---------------|-------|
| 供給設備 | 規則第 36 条第 1 号 | イ (2) |
|      | 〃             | ロ (2) |
|      | 〃             | ハ (2) |
|      | 〃             | ニ (2) |
| 消費設備 | 規則第 37 条第 1 号 | イ (1) |
|      | 〃             | ロ (2) |

地盤面下に埋設した供給管又は配管（亜鉛メッキを施したもの又は亜鉛メッキを施した供給管に防しよくテープを施したものに限る。以下この節において「供給管等」という。）の漏えい試験を1年に1回以上、次のいずれかの方法（腐食測定による抵抗値が10Ω以上の場合には4年に1回以上(1)に定める方法）により行い、その結果、異常がある場合は、適切に当該供給管等の改善を行うこと。

- (1) 例示基準第 29 節で定める方法による漏えい試験
- (2) 埋設管腐食測定器（供給管等に直流電流を流し、抵抗を測定し、腐食の進行状況を診断できるものであって、高圧ガス保安協会基準 S 0739 液石法施行規則関係技術基準埋設管腐食測定器に適合するものをいう。）による腐食測定

### 例示基準 41







## 再調査管理表(例)

| コード | 消費者名 | 住 所<br>T E L | 4年に1回検査① |         | 再 査 |                   | 調 査 |                   |     |
|-----|------|--------------|----------|---------|-----|-------------------|-----|-------------------|-----|
|     |      |              | 年月日      | 要改善指摘項目 | 年月日 | 1.改善済項目<br>2.再 通知 | 年月日 | 1.改善済項目<br>2.再 通知 | 年月日 |
|     |      |              |          |         |     | ②                 | ③   |                   | ④   |
|     |      |              |          |         |     | ⑤                 | ⑥   |                   | ⑦   |
|     |      |              |          |         |     | ⑧                 | ⑨   |                   | ⑩   |
|     |      |              |          |         |     | ②                 | ③   |                   | ④   |
|     |      |              |          |         |     | ⑤                 | ⑥   |                   | ⑦   |
|     |      |              |          |         |     | ⑧                 | ⑨   |                   | ⑩   |
|     |      |              |          |         |     | ②                 | ③   |                   | ④   |
|     |      |              |          |         |     | ⑤                 | ⑥   |                   | ⑦   |
|     |      |              |          |         |     | ⑧                 | ⑨   |                   | ⑩   |
|     |      |              |          |         |     | ②                 | ③   |                   | ④   |
|     |      |              |          |         |     | ⑤                 | ⑥   |                   | ⑦   |
|     |      |              |          |         |     | ⑧                 | ⑨   |                   | ⑩   |
|     |      |              |          |         |     | ②                 | ③   |                   | ④   |
|     |      |              |          |         |     | ⑤                 | ⑥   |                   | ⑦   |
|     |      |              |          |         |     | ⑧                 | ⑨   |                   | ⑩   |
|     |      |              |          |         |     | ②                 | ③   |                   | ④   |
|     |      |              |          |         |     | ⑤                 | ⑥   |                   | ⑦   |
|     |      |              |          |         |     | ⑧                 | ⑨   |                   | ⑩   |
|     |      |              |          |         |     | ②                 | ③   |                   | ④   |
|     |      |              |          |         |     | ⑤                 | ⑥   |                   | ⑦   |
|     |      |              |          |         |     | ⑧                 | ⑨   |                   | ⑩   |

1. 指摘事項のあった調査票は、別綴にして①に記入する。
2. 再調査又は改善通知を行ったものは、②以降に記入する。





## 保安機関認定更新に関するQ&A

### 1. 保安機関の認定有効期間について

Q 1 : 液石法第 32 条に認定更新は 5 年以上 10 年以内において政令で定める期間ごとに、その更新を受けなければ効力を失うとありますが、それは何年ですか？

A : (施行令第 6 条)  
政令で 5 年と定められています。

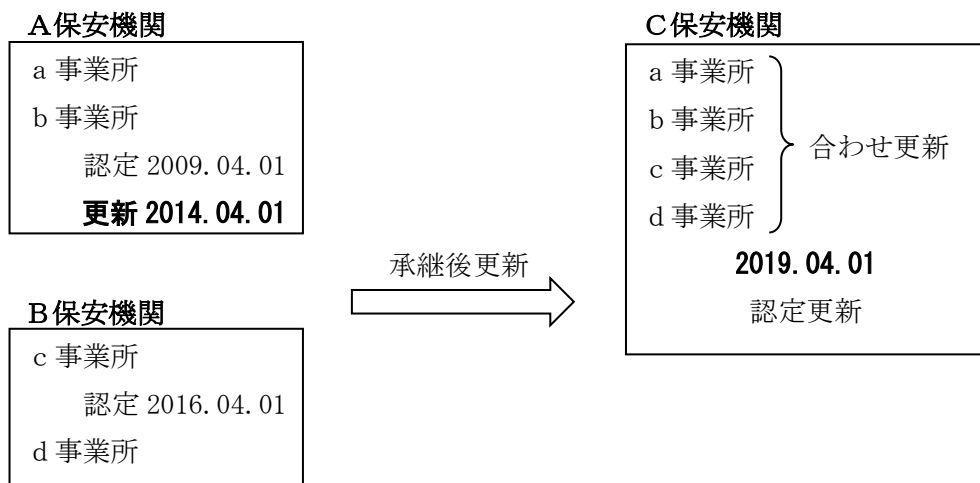
Q 2 : ある保安業務区分の認定を受けた後、その他の保安業務区分の認定を追加して受けた場合の有効期間はどのようになりますか？

A : 認定は保安業務区分ごとに行われるので、各々の保安業務区分について認定を受けた日から起算して 5 年です。  
しかし、静岡県の場合直近に来る認定更新に合わせて、全ての保安業務区分の認定日を統一して更新するよう指導されております。

Q 3 : 保安機関の承継があった場合、認定の有効期間はどのようになりますか？

A : 行政庁への承継手続きを完了しておくことが前提となります。  
承継(相続・合併・事業の全部譲渡)に係る保安機関が、それぞれ従前属していた保安機関に対応する保安業務区分を承継しますが、更新は古い保安機関の認定更新日に合わせて、全ての事業所を更新してください。

【例】 A 保安機関と B 保安機関が合併し、 C 保安機関を設立した場合



## 2. 保安機関の認定更新方法について

Q 4 : 認定更新申請の手続きはいつまでにするのですか？

A : (規則第 34 条)

認定の満了する 30 日前までに申請書を提出しなければなりません。認定更新時が重なるため窓口が混雑することが予想されます。静岡県では 3 ヶ月位前から相談に応じます。詳細は、所管行政庁に相談してください。

Q 5 : 認定更新手数料はいくらかかりますか？

A : 手数料条例 (2018 年 11 月現在 : 静岡県・静岡市・浜松市)

14,000円 + (6,900円 × 更新する保安業務区分数)

Q 6 : 保安業務区分のうち、直近に認定更新を迎える保安業務区分に合わせ追加認定した他の保安業務区分も同時に認定更新できますか？  
有効期間は 5 年と定められていますが、5 年未満でも認定更新ができるのですか？

A : 同時の認定更新はできます。5 年未満で認定更新してもかまいません。

静岡県では、直近の起算日に合わせるよう指導しています。

ただし、残存期間があっても持ち越すことはできず、今回認定更新を受けた年月日から 5 年間となります。

Q 7 : 認定更新時に、今後とも実施しない一部の保安業務区分を更新しないことはできますか？

A : できます。一般消費者等の数の減少届書を認定更新申請書を提出する以前に提出して下さい。認定更新申請書には更新しない保安業務区分を除いた保安業務計画書を添付して下さい。

なおこの場合、保安業務規程変更認可申請書も別途提出する必要があります。

Q 8 : 認定更新申請で、今後実施する予定の保安業務区分の追加はできますか？

A : できません。保安業務区分を追加する場合には、別途保安機関認定申請が必要です。  
なおその場合、保安業務規程変更認可申請も別途提出する必要があります。

Q 9 : 認定更新申請で、今後保安業務を実施する一般消費者等の数に変更が予定される場合、増減はできますか？

A : (液石法第 33 条)(保安業務告示第 2 条・第 3 条)

できません。一般消費者等の数を増加する場合は、一般消費者等の数の増加認可申請を、減少する場合は一般消費者等の数の減少届書が必要です。

また、更新前に、現に認定を受けた一般消費者等の数を実際の消費者が上回る場合は違法状態にありますので、至急所管行政庁と相談をして下さい。

(違法状態にありますので、認定更新申請で処理することはできません。)

Q10 : 認定更新で、保安業務を実施する予定の事業所の追加はできますか？

A : できません。新しい事業所に係る一般消費者等の数の増加認可申請が必要です。

Q11 : 認定更新申請で、事業所名称の変更の場合どうしたら良いでしょうか？

A : 事業所の名称変更については、別途保安機関変更届書を提出して下さい。

Q12 : 認定更新時に B 県登録の B 県販売事業者が供給する B 県内の消費者に関する保安業務を A 県認定の A 保安機関が今後受託しようとする場合、どのような手続きが必要ですか？

A : (液石法第 29 条・第 35 条の四で準用する液石法第 6 条)

認定更新でなく、A 保安機関は、認定行政庁を変更する必要があります。

A 保安機関は、A・B 両県が同一経済産業局管内の場合は、所管経済産業局長の新規認定申請が、所管経済局を異にする場合は経済産業大臣の新規認定申請が必要になります。

認定後は、従前の認定をした A 県に認定行政庁の変更届が必要です。

なお、この場合、新規の認定ですから認定更新は認定日から 5 年後になります。

Q13：認定更新が遅れ、空白期間ができそうです。どうしたら良いでしょうか。

A：空白期間は保安業務ができません。

受託している保安業務がある場合には、その保安業務に係る販売事業者にその旨を知らせるとともに、至急所管行政庁に相談してください。

### 3. 保安機関の認定更新時に必要な書類

Q14：更新時にはどのような書類が必要ですか？

A：(規則第34条・規則第30条第2項)

保安機関認定更新申請書と規則第30条第2項各号に定める書類が必要です。

Q15：最初に認定を受けたときから変更のない書類まで提出する必要がありますか？

A：必要です。

Q16：保安機関の変更届で既に提出した添付書類も提出する必要がありますか？

A：必要です。

Q17：毎事業年度終了後報告している事項も書類を提出する必要がありますか？

例えば、法人の役員及び構成員の変更に関する種類など

A：必要です。

Q18：認定更新時の保安業務資格者数に変更がありますが、認定更新手続きはどうすれば良いですか？

A：認定更新申請の保安業務計画において技術的能力計算書に基づく必要資格者数を記載して申請して下さい。(資格者については数の規制があります)

Q19：認定申請時の資格者名簿のうち、退職者がいますが、どうすれば良いですか？

A：必要資格者数を満足していれば問題はなく、また、保安業務資格者の氏名の変更は手続きする必要はありません。

必要資格者数が不足する場合は法令違反となりますので、不足分の資格者数を補充して

下さい。なお、補充できない場合は、保安業務を実施する一般消費者等の数の減少の届出が必要になります。

Q20：役員が交代したが、認定更新時に何か手続きが必要ですか？

A：認定更新時の役員及び構成員の構成を説明した書面が必要です。  
なお、代表者を変更した場合は、保安機関変更届書を提出して下さい。

Q21：緊急時対応の緊急出動範囲を、認定更新時に変更できますか？

現状 30 分で到着できる範囲より狭く申請しているので、実際に到着できる範囲に拡大したいのですが。

A：できます。ただし、実際に到着できることの具体的説明が必要でしょう。  
例えば、高速道路の開通、道路の新設などです。

Q22：「容器交換時等供給設備点検」「定期供給設備点検」「定期消費設備調査」の 3 保安業務区分の認定を受けると『供給開始時点検・調査』は認定を受けなくても保安業務を行うことができるとのことですが、現在これら 4 区分全ての認定を受けている場合『供給開始時点検・調査』の認定更新をしなくても保安業務ができるのですか？

A：(規則の運用及び解釈通達 第 29 条関係第 1 項)  
できます。  
この場合は、一般消費者等の数の減少届及び保安業務規程変更認可申請書を提出して下さい。  
ただし、「容器交換時等供給設備点検」、「定期供給設備点検」、「定期消費設備調査」の保安業務区分のうち最も少ない一般消費者の数を超えて受託する場合は、「供給開始時点検・調査」保安業務区分について、追加で保安機関の認定申請が別途必要になります。

Q23：「緊急時対応」を実施している一般消費者等の数が、認定を受けた一般消費者等の数よりも少ない場合、認定を受けた一般消費者等の数までは、認定を受けずに「緊急時連絡」の保安業務をできるとのことですが、現在これら 2 区分の認定を受けている場合、「緊急時連絡」の認定更新をしなくても業務ができるのですか？

A：(規則の運用及び解釈通達 第 29 条関係第 3 項)  
できます。  
この場合は、一般消費者等の減少届書及び保安業務規程変更認可申請書を提出して下さい。  
ただし、「緊急時対応」の保安業務区分の一般消費者等の数を超えて「緊急時対応」の



保安業務を受託する場合は、「緊急時連絡」保安業務区分について追加で保安機関の認定申請が別途必要になります。

Q24：保安業務資格者の算定式はどのようになりますか？

A：(保安業務告示第2条第1号表中ロ・ハ、附則H11.9.30付省令第88号第2条)

保安機関の保安業務資格者数

①供給開始時点検・調査の算定式

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{20,000}$$

②容器交換時等供給設備点検の算定式

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{100 \times \text{月間実働日数}} - \text{調査員数} - \text{充てん作業員数}$$

③定期供給設備点検の算定式

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{30 \times \text{年間実働日数}} \times \frac{1}{4} - \text{充てん作業員数}$$

④定期消費設備調査の算定式

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{25 \times \text{年間実働日数}} \times \frac{1}{4}$$

※ 補助員を伴って調査を行う場合は25を3分の4倍にする。

定期供給設備点検と定期消費設備調査を行うため認定を受ける保安機関の場合

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{20 \times \text{年間実働日数}} \times \frac{1}{4}$$

⑤周知の算定式

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{20,000}$$

容器交換時等供給設備点検、定期供給設備点検、定期消費設備調査のうち1  
又は2以上の保安業務と周知の実施を保安業務とする保安機関の場合

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{40,000}$$

⑥緊急時対応の算定式

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{20,000}$$

(事業所ごとに常時算定数以上の保安業務資格者を配慮すること。)

※ 消費先に30分以内には到着し所要の措置を行う体制を確保すること。

⑦緊急時連絡の算定式

- a. 事業所ごとの消費者戸数が2万戸以下の場合

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{20,000}$$

- b. 事業所ごとの消費者戸数が2万戸を越える場合

$$1 + (\text{消費者戸数} - 20,000) \times \frac{1}{80,000}$$

Q25：損害賠償の支払能力を証する書面は何を提出するのですか？

また、保険は認定された一般消費者等の数で加入するのですか、それとも実際に保安業務を行う一般消費者等の数で加入するのですか？

A：① 販売事業者が自社の一般消費者等の保安業務を実施する保安機関の場合、LPガス業者賠償責任保険で保安業務も担保されるので、認定更新日が該当する保険年度のLPガス業者賠償責任保険付保証明書を提出して下さい。

ただし、販売事業者が他の販売事業者の保安業務を受託する場合で、受託消費戸数が100戸以上となる時、別途LPガス受託認定保安機関賠償責任保険への加入が必要です。

② 販売事業者以外の保安機関の場合は、認定更新日が該当する保険年度のLPガス受託認定保安機関賠償責任保険の付保証明書を添付して下さい。

③ 保険の加入戸数は、実際に受託している一般消費者等の数でよく、認定された数と異なっても構いません。

受託一般消費者等の数が100戸未満の保安業務は100戸で付保して下さい。

Q26：構成員の構成を説明する書面で、株式会社は株主名簿を用いますが、株式保有率どのくらいまで記載が必要ですか？

A：主要株主を記載して下さい。  
役員及び主要株主が記載されている会社案内等で代替できます。

Q27：認定更新時の現地確認の際、配送車、保安点検車等に積載して移動している保安業務用機器については現物確認ができないため、写真を貼付した設備台帳等で代替できますか？

A：代替できます。（台帳等で確認できれば結構です。）

## 保安業務の運用に関するQ&A

### 1. 保安機関に関するQ&A

Q 1：緊急出動「原則 30 分」とはどういうことですか？

A：緊急出動は、消費者等からの連絡を受けた保安機関が、災害の発生する恐れ又は災害の発生に対し、災害防止又は災害の拡大防止のための措置を行う業務です。

「原則 30 分以内（およそ 20 km 程度）」とは、通常の交通状況で 30 分以内に到着できることをいいます。

Q 2：緊急出動「原則 30 分」を地図に書くとき、円とアメーバとどちらが良いですか？

A：原則 30 分以内であれば、幹線道路沿いはアメーバ状で明示されても良いでしょう。

Q 3：充てん作業ができる保安業務は何ですか？

A：バルク関係の「充てん作業」資格保有者は保安業務のうち、供給開始時点検（消費設備調査を除く）、容器交換時等供給設備点検及び定期供給設備点検ができます。

Q 4：ガス臭いとのことで出動するが、どのような手順で実施したら良いですか？

A：緊急出動の場合、高圧ガス保安協会が発行している、保安業務ガイド「緊急時対応」に基づき実施して下さい。

なお、日常の保安教育を行うことが重要です。

Q 5：保安業務は保安機関の認定を受けている販売事業者が実施し、保安機関である配送センターが配送のみ受託している場合、保安機関としての受託にあたるのですか？

A：配送だけの内容であれば、保安機関の受託にはなりません。

しかし、配送の際、「容器交換時等供給設備点検」の保安業務も行うと保安業務の受託になります。

Q 6 : 緊急出動(対応)は夜間従業員が自宅から出動しますが良いですか？

A : 良いです。ただし、事業所から当該自宅まで 10 分以内の従業員に限ります。

Q 7 : 供給開始時の点検で否があった改善は誰がするのですか？

A : 販売事業者が供給設備の技術上の基準について、維持管理する責任があります。

Q 8 : 無資格者に保安業務を行わせることができますか？

A : 資格者しか実施できない保安業務と資格者の指導監督の基に無資格者が実施できる保安業務に分けられます。

点検・調査業務を無資格者が行うことはできません。

無資格者ができる業務としては「周知」「緊急時対応」「緊急時連絡」があります。ただし、無資格者であっても、保安教育等により一定以上の知識、技術力を養成していることが重要です。

※ 緊急時対応の保安機関が行う保安業務範囲は現場状況に応じた「応急措置」を適確に行うことであり、出動者は保安業務資格者又は保安業務資格者の監督の下に適確に行う能力を有するものが行うこと。

(設備の修理等の業務は、販売事業者等の設備士が行うこととなります。)

高圧ガス保安協会発行の保安業務ガイド「緊急時対応」を参照してください。

Q 9 : 保安機関は全ての保安業務について 30 分以内の範囲でしか業務ができないのですか？

A : 原則 30 分以内は、「緊急時対応」の場合です。他の保安業務は保安機関として管理できる範囲であれば問題はありません。

Q10 : 法定期間内に点検調査が終了しません。どうしたら良いでしょうか？

A : 保安機関は、法定期間内に点検調査しなければなりません。点検調査実施計画を見直し、法定期間内に実施して下さい。

留守宅等の場合は、消費者に訪問日時並びに次回訪問予定等を通知し、その記録を残して下さい。

Q11：マイコンメーターで2ヶ月1回漏えいの有無を確認しているので、配管の漏えい試験を省略して良いでしょうか？

A：マイコンⅡは、メーター下流の漏えい試験です。マイコンSは、上流の監視機能が働いていることを確認していれば、上下流の漏えい試験を代替できます。

調整器の機能試験にも代替できる項目があります。

詳細は高圧ガス保安協会発行の保安業務ガイド「定期供給設備点検・定期消費設備調査」を参照して下さい。

Q12：消費設備の調査を行う保安機関において、燃焼器具の「給気口」「排気筒」の設置状況の調査はどのように実施したら良いでしょうか？

A：保安機関に課せられている給気口、排気筒の調査は、消費設備の設置基準に定められている項目の一部です。又、隠ぺい部等目視で調査できない箇所もあります。どこまでの範囲を調査したのか、消費者・販売事業者に明らかにしておいて下さい。詳細は、高圧ガス保安協会発行の保安業務ガイド「定期供給設備点検・定期消費設備調査」を参照して下さい。

Q13：燃焼器具のLPガス適合性とは何ですか？

A：LPガス用の燃焼器具、LPガス用検定マークのある燃焼器具などの表記をさします。調査では、LPガス用検定マークの確認、不用な場合の燃焼確認をいいます。

Q14：20 kg 容器の供給設備への接続にゴム管を使用しているが良いですか？

A：使用できません。

Q15：緊急出動車として赤色灯を載せられないですか？

A：ガス事業法の事業者には、赤色灯（サイレン）が認められますが、液石法及び保安法事業者では困難です。（黄色灯も同様です。）

Q16：緊急出動の際、ヘルメットや安全靴は必要ですか？

A：ヘルメットや安全靴は保安業務用機器として規定されていませんが、災害防止と安全の確保上着用が望ましいでしょう。

Q17：緊急時連絡業務の連絡先に携帯電話は認められますか？

A：認められません。携帯電話は、トンネルの中、電池切れ等、常時接続ができないケースがあり、緊急時連絡業務の電話として認められません。

Q18：保安業務員は再講習を受けなければなりませんか？

A：保安業務員の資格者に関する再講習の法規制はありません。

Q19：保安業務用機器としての自記圧力計は、比較検査の必要がありますか？  
又、電気式ダイヤフラム式圧力計（ポケマノ）はどうですか？

A：自記圧力計は、6ヶ月に1回以上、最低圧力が2.0kPa以上、最高圧力が8.4kPa以上10kPa以下の範囲の圧力で最小目盛単位が0.02kPa以下のマンメーター又は、これと同等以上の精度を有する圧力計と比較検査を行い、これに合格する必要があります。

この場合、0.2kPaを超える誤差のあるものは不合格とし、0.2kPa以下の誤差のあるものは、その補正値を用いることによって使用することができるものとします。

電気式ダイヤフラム式自記圧力計は、12ヶ月に1回以上の検査を行います。この場合、0.03kPaを超える誤差のあるものは不合格とし、0.03kPa以下の誤差のあるものはその補正値を用いることによって使用することができるものとします。比較は、8.4～10.0kPaの間、6.0kPa、2.0kPa前後の3点で行います。

Q20：保安業務用機器が、故障して修理中の場合、必要個数はどうなりますか？

A：保安業務遂行に支障がある場合は、予備を確保するか代替品を借りるなどして下さい。

Q21：CO測定器は定期的に点検するのですか？

A：精密機械ですので、検知部等が劣化します。検知方式により劣化の状況が異なりますので、メーカー仕様書等に従ってメンテナンスをすると共に定期補修を受けて下さい。

Q22：腐食診断測定器(例サビ検)は、保安業務用機器ですか？

A：保安業務用機器には含まれておりません。

Q23：緊急工具類とは具体的に何ですか？

A：緊急工具の具体的内容の規定はありません。緊急出動の対象となる災害を想定し、各保安機関で整備して下さい。保安法の移動の基準に基づいた工具を参考にして下さい。

Q24：mm H<sub>2</sub>O 目盛りの自記圧力計、マノメーターは使用できるのですか？

A：消費者に渡す調査票等への記載（証明する場合）は、S I 単位(kPa)の表示が必要です。換算表により、S I 単位(kPa)で表示すれば構いません。

ただし、換算も間違いを起こしやすいので、S I 単位を表示する機器の使用を勧めます。

Q25：自記圧力計、マノメーターをS I 単位表示の機器に交換しました。保安機関変更届出書は必要ですか？

A：変更届書を提出する必要はありません。

Q26：受託した一般消費者等に埋設管がなく、ボーリングバーを使う必要はありませんが、具備しなければなりませんか？

A：保安業務用機器として必要個数を最低限常備してください。

Q27：認定を受けた保安機関の事業所が本社だけですが、保安機関でない他の事業所に保安業務用機器を分散して保有しております。集約すれば必要個数を満足しますが良いですか？

A：保安業務用機器は、保安機関の認定を受けた事業所に常備することになっております。



Q28：保安業務用機器は、事務所に置くのですか？車に積んで置くのかどちらが良いですか？

A：常時出動が決まっている場合は、車載が良いでしょう。  
出動車両が決まっていない場合は、事務所内等の所定の場所に保管してください。

Q29：保険を付保する一般消費者等の数は、認定時の一般消費者等の数ですか？それとも現に受託している一般消費者等の数ですか？

A：現に受託している一般消費者等の数です。

Q30：保安機関に関する保険は保安共済事業団以外でも良いですか？

A：規則第 32 条・保安業務告示第 4 条を満たしていれば、保安共済事業団以外でも構いません。

Q31：保安業務規程の中で、保安業務の実施結果に関する販売事業者への連絡期限を変更したいのですが？

A：保安業務規程の変更認可が必要です。

Q32：保安業務規程の内容では詳細な実務内容が記載されておりません。どうしたら良いですか？

A：保安業務規程の実施細則を事業者として別に定めて下さい。  
この場合、保安業務規程の変更認可の申請の必要はありません。

Q33：緊急時連絡保安機関において、一般消費者等より「ガス欠・ガスが出ない」との電話受付をした場合はそのように対処したら良いでしょうか？

A：ガス切れは、保安業務として考えた場合は、緊急時にあたりません。ただし、消費者にとっては急を要することなどで迅速に対処することが必要です。

この場合、ガス切れの原因を必ず確認して下さい。

※ 高圧ガス保安協会発行の保安業務ガイド「緊急時連絡」における緊急情報に対する連絡方法を参照して下さい。

Q34：緊急時連絡保安機関において緊急時連絡の受信記録に「マイコンメーター作動」とあった場合はどうするのですか？

A：マイコンメーターによるガス遮断は、何らかの原因があります。その原因を究明し、解決することが重要ですから緊急時対応の保安機関への連絡等の措置をして下さい。

Q35：保安教育はどのようにするのですか？

A：保安教育に関する計画を定め、その計画に沿って実施し、その記録を保存して下さい。

Q36：保安教育の教材としては、どのようなものがありますか？

A：保安業務として実施する内容、一般消費者等にLPガスを正しく使用していただくことを考えて教育すれば良いと思います。

## 2. 販売事業者に関するQ&A

Q 1 : 保安機関を取得していない販売事業者が、14 条書面に保安業務に係る連絡先を自社にしても良いのですか？

A : できません。保安機関を取得していない販売事業者は、保安業務に係る連絡先を委託先の保安機関にして下さい。

Q 2 : 容器交換時等供給設備点検を行う配送センターを卸業者 A 社から B 社に変えました。保安業務は A 社で良いですか？

A : 卸業者 B 社が保安機関でこれまで A 社に委託していた保安業務を B 社が受託する場合は B 社と契約しなければなりません。

又、法第 8 条に基づく液化石油ガス販売所等変更届出書を提出して下さい。

Q 3 : 保安機関が廃止され困っています。どうしたら良いですか？

A : 直ちに他の保安機関に委託するとともに、法第 8 条に基づく液化石油ガス販売施設等変更届書を提出して下さい。

委託する保安機関がない場合は、自ら保安機関の認定を受けて下さい。

Q 4 : 保安機関を販売事業者として管理することができないがどうしたら良いですか？

A : 業務主任者は、委託先の保安機関が保安業務を適正に実施しているか確認、管理する必要があります。保安機関を管理することができる人材を確保して下さい。

Q 5 : 保安機関からの点検調査票の報告が遅いので困っています。

A : 保安業務規程で委託先への報告（一覧表作成）日数が決まっております。

委託した保安機関が規定どおりに報告するよう催促して下さい。

Q 6 : 保安業務の実施先が変更になりましたが、14 条書面の再交付をする必要がありますか？

A : 保安業務を行う保安機関が変更になった場合、販売事業者は一般消費者に対し新たに保安業務を実施する保安機関を通知しなければなりません。

この場合、変更に係る通知のみで良く、14 条書面の再交付の必要はありません。

Q 7 : 販売事業者が保安機関である場合、受託する一般消費者等の保険の付保はどのようにしたら良いですか？

A : LP ガス保安共済事業団では販売事業者の直販の一般消費者等は、LP ガス販売事業者賠償責任保険で担保できます。

受託分（100 戸以上）はLP ガス受託認定保安機関賠償責任保険に加入して下さい。